

序章 都市計画マスタープランとは(P1～P5)

1. 策定の背景と目的 (P1)

- 「都市計画マスタープラン」とは、市町村が自ら定める「都市計画に関する基本的な方針」
- 「都市化社会」から「都市型社会」へ変化
- 人口減少・少子超高齢社会を迎え、「集約型のまちづくり」へのシフトが求められている
- 市民の意見を反映させながら、本市の実情に適した都市の諸機能が集積したまちづくりの実現を目的に『小城市都市計画マスタープラン』を策定することとなった

2. 役割と位置づけ (P1～P2)

【役割】
市の将来都市像やまち(都市)づくりの目標を明確にする
市が定める都市計画の基本的な方針となる
個別の都市計画の相互調整を図る
協働のまちづくりの基盤を固める

【位置づけ】
都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、「小城市総合計画」や「都市計画区域マスタープラン」に即して定める
関係機関、各種計画との整合を図るとともに、市民意向を反映
本マスタープランに基づき、具体の計画・事業を推進する

3. 構成と計画対象 (P3～P4)

「まちづくりの目標」「全体構想」「計画の実現に向けて」の3編により構成
計画対象は小城市全域

4. 目標年次 (P5)

目標年次は概ね20年後(平成37年)
中間年次は概ね10年後(平成28年)

5. 策定までのあゆみ (P5)

(1) 策定体制

- 「小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会」による5回にわたる会議
- 庁内組織(「小城市まちづくり推進本部」及びその下部組織である「都市計画検討部会」「土地利用検討部会」)による協議・調整

(2) 市民意向の反映

- 市民アンケート(平成19年9月)
- パブリックコメント(平成20年5月)

第1章 小城市の特性と課題(P6～P29)

1. 小城市の概要 (P6～P24)

(1) 位置・沿革

- 佐賀県のほぼ中央に位置
- 平成17年3月に小城郡4町が合併し小城市が誕生

(2) 人口

- 人口は平成7年から17年にかけて5.4%増加、中でも三日月地区の増加が31.5%と著しく、反面、芦刈地区では10%減少
- 世帯数は、芦刈地区が横ばいで、他の3地区は増加しており、特に三日月地区の増加が著しい
- 既成市街地などで高齢化が進行

(3) 産業

- 第3次産業の就業割合が65%と高い

(4) 日常生活圏

- 地区内就業率が50%を下回る一方、佐賀市への通勤流出が20%を超えている

(5) 土地利用

- 山林や農地などの自然的土地利用が80%を占め、市街地はJR小城駅北側や牛津駅周辺などに形成
- 三日月地区などの幹線道路沿いに開発が多い

(6) 都市施設等

- 国道34号、203号、444号などの広域的な幹線道路がある
- 下水道は、小城地区の市街地などで未整備
- 小城公園をはじめ、各地区に運動公園などが整備済

2. 市民意向 (P25～P27)

(1) 現状の満足度及び今後の重要度

- 現状の満足度では、「自宅周辺での緑の豊かさや日当たり、静かさ」が最も高く、「働き場所の多さ」が最も低い
- 今後重要なものは、「地震や火災・洪水などの災害に対する安心感」と「病院や保育所などの福祉・保健・医療施設の利用しやすさ」が最も高い

(2) 住みよいまちにするために大切なもの

- 「子供や高齢者、障害者など誰もが安心して暮らせる環境」が望まれている

(3) 将来の小城市のイメージ

- 「災害や公害などの危険が少ない安全なまち」「高齢者や障害者の方々が安心して暮らせるまち」が最も多い

3. まちづくりの課題 (P28～29)

(1) 人口・産業動向の課題

- 都市計画区域外で人口・世帯数が増加
- 地域産業の維持と活用、商工業の振興が必要

(2) 土地利用上の課題

- 都市計画区域外である三日月地区や、その他の主要幹線道路沿いなどで市街化が進行
- 都市計画区域の再編及び用途地域の指定の検討

(3) 交通に関する課題

- 南北方向の道路ネットワークの確立
- 公共交通利便性の向上と利用促進

(4) その他全般的な課題

- 多くの歴史・文化遺産の保全と活用
- 誰もが安心して暮らせる環境づくりや循環型社会の構築

第2章 まちづくりの目標(P30～P37)

1. まちづくりの基本理念及び将来都市像 (P30)

【基本理念】
共生と自立
交流と連携
個性と魅力
参画と協働

【将来都市像】
薫風新都

やま うみ くらし
- 天山と有明海が織りなす 生活創造都市・小城市 -

2. まちづくりの基本方針 (P30～P33)

一体性のあるまちとしての骨格の形成
安全で健やかな暮らしを支える環境の整備
拠点地区充実型の都市形成の推進
産業活動や地域の交流を支える交通体系の整備
地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成
恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用
市民主体のまちづくりの推進

3. 将来目標人口 (P34)

中間年次(H28年)48,000人
目標年次(H37年)47,200人

4. 将来都市構造 (P34～P37)

(1) 拠点地区

- 中心拠点: JR小城駅周辺～小城庁舎周辺
- 地域拠点: JR牛津駅周辺
- 三日月拠点: 三日月庁舎周辺
- 芦刈拠点: 芦刈庁舎周辺
- 産業拠点: 牛津工業団地

(2) 骨格となる軸・結節点

- 広域交流軸: 長崎自動車道、有明海沿岸道路
- 地域交流軸: 主要な幹線道路
- 連携・ネットワーク軸: 拠点間を連絡する幹線道路
- 交流結節点: (仮称)芦刈IC、(仮称)住ノ江IC、小城PA(スマートIC)

(3) 土地利用特性

- 市街地: JR小城駅北やJR牛津駅周辺など
- 農地・田園集落地: 市街地の周囲
- 山地・丘陵地: 天山山系周辺、市西部の丘陵地
- 拠点となる公園: 小城公園、ムツゴロウ公園など
- 自然保全ゾーン: 天山県立自然公園周辺、六角川河口部
- 水と緑のネットワーク: 六角川、牛津川、嘉瀬川など

第3章 全体構想(P38～P57)

第3章 全体構想(P38～P57)

1. 土地利用・拠点地区形成の方針 (P38～P43)

- 基本方針
- ・拠点地区の充実及び連携・ネットワーク型のまちの形成
 - ・適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成
 - ・豊かな田園環境・自然環境の保全と活用
- (1) 土地利用類型と配置方針
- 商業・業務地：JR 小城駅～小城庁舎周辺エリア及び JR 牛津駅周辺の商業・業務機能の活性化
- 住宅・サービス施設等共存地：JR 小城駅北側、JR 牛津駅周辺、三日月庁舎周辺、及び芦刈庁舎周辺
- 住宅市街地：JR 小城駅周辺及び JR 牛津駅周辺の住環境の維持・保全と、両駅南側への立地誘導
- 産業・研究施設地：牛津工業団地の維持と拡張検討
- 農地・集落共存地：農地や集落環境の保全と、必要に応じた計画的な土地利用の誘導
- 山地・丘陵地：天山山系の保全と活用、身近な緑の保全
- (2) 拠点地区形成の方針
- 中心拠点の形成と中心市街地の活性化：小城市街地
- 地域拠点の形成と活性化：牛津市街地
- 三日月拠点の形成：三日月庁舎周辺
- 芦刈拠点の形成：芦刈庁舎周辺
- 産業拠点の形成：牛津工業団地、新産業・研究施設地
- (3) 宅地開発の適正な規制・誘導の方針
- ・都市計画区域の再編と開発許可制度の活用による規制・誘導
 - ・協働による地域コミュニティの維持

2. 交通体系の整備方針 (P44～P47)

- 基本方針
- ・本市の一体性を強化する交通ネットワークの構築
 - ・都市活動を支え都市間連携を強化する交通体系の確立
 - ・公共交通等の利便性の向上と利用促進
- (1) 道路整備の方針
- 広域幹線道路：有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路の整備促進、小城 PA のスマート IC 化の推進
- 幹線道路：県道小城牛津線、牛津芦刈線、川上牛津線、江北芦刈線等の整備推進
- 地域道路：都市計画道路の整備推進又は見直し検討、生活道路の整備
- (2) 公共交通施設の整備方針
- 鉄道：まちの玄関口としての JR 駅の環境整備と交通結節機能強化、駅南北の円滑な移動確保、新駅の検討
- バス・タクシー：巡回バスやコミュニティタクシーの維持・充実、広域循環バスの導入、路線バスの利用促進と利便性向上
- (3) 歩行者系道路の整備方針
- ・歩行者や車椅子利用者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備

3. 自然的環境の保全・整備の方針 (P48～P51)

- 基本方針
- ・自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成
 - ・田園環境の保全と市街地内緑化の推進
 - ・多様なレクリエーション空間の整備
- (1) 自然的環境の保全・活用の方針
- 山地の保全・活用
- 身近な緑の保全・活用
- 水辺空間の保全・活用
- 農地の保全・活用
- (2) 公園・緑地の整備方針
- 地区の核となる公園の整備・活用
- 身近な公園等の整備・活用
- 地域地区等の活用
- 市街地内緑化の推進

4. 都市環境・景観形成の方針 (P52～P54)

- 基本方針
- ・協働による快適で環境負荷の少ないまちの形成
 - ・歴史を活かした落ち着きと風格ある街並みの形成
 - ・緑豊かでうるおいのあるまちの形成
- (1) 都市環境形成の方針
- 河川・水路等の水質の保全
- 環境負荷の少ない社会の構築
- (2) 景観形成の方針
- 歴史的資源を活かした景観の保全・形成
- 自然や田園を活かした景観の保全・形成
- 公共空間における景観形成

5. 安全・安心なまちづくりの方針 (P55～P57)

- 基本方針
- ・災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成
 - ・地域力による防災・防犯の推進
 - ・全ての人々が安心して住み続けられるシステムの確立
- (1) 災害の発生抑制と災害に強いまちづくりの方針
- 災害発生の抑制
- 災害に強いまちづくり
- (2) 地域防災・防犯に関する方針
- ・自主防災組織の組織化促進、防犯意識の啓発、自主的な安全活動の促進
- (3) 安全・円滑な移動を可能にするまちづくりの方針
- ・歩道の整備とバリアフリー化、公共施設のユニバーサルデザイン化、公共交通の維持・充実
- (4) その他安心して暮らし続けられるためのまちづくりの方針
- ・安全で質の高い農水産物の生産・流通、保健福祉センターや市民病院の充実、九州新幹線の騒音対策

第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて (P58～P67)

1. 協働によるまちづくりの推進 (P58～P61)

- (1) まちづくりの役割分担と相互支援
- 市の役割：公正な立場での取り組み、県及び関係機関との連携・調整、住民とのまちづくりの取り組み
- 住民の役割：地域のまちづくり活動への参加、都市計画制度の理解と活用
- 企業等の役割：地域産業・経済の高揚、地域のまちづくり活動への参加・協力
- (2) 協働のまちづくり制度の活用
- ・地区計画の申し出制度や都市計画提案制度の活用
- (3) 協働のまちづくりの推進
- ・積極的な情報提供と認識の共有
 - ・まちづくりリーダーの育成
 - ・まちづくり活動の支援

2. 実現化の方策 (P61～P67)

- (1) 都市計画区域の変更
- ・都市計画区域の一体化や都市計画区域の拡大検討
- (2) 都市計画の決定・変更
- ・都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定、社会・経済情勢等の変化による見直し・変更
- (3) 法に基づく規制・誘導制度
- 地域地区
- 地区計画
- 建築協定
- 開発許可制度
- 景観計画
- (4) 自主的なルールづくり
- ・住民による自主的なルールづくりの促進と支援
- (5) 住民と行政の協働による事業
- ・アドプトプログラムの導入検討

3. 都市計画マスタープランの管理と継続的改善 (P67)

- ・計画の適切な管理
- ・社会経済情勢の変化や住民の意向等をふまえた見直し
- ・計画の継続的な改善・育成